

【日本公認会計士協会】

## 比較情報に対する監査意見の表明について

### I 経緯

平成21年12月4日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等を公表した。このような会計処理の前提として、財務諸表全般について当期の財務諸表との比較可能性を確保するために、前期の財務諸表は当期の財務諸表に関連する比較情報として位置付けられる。現在、我が国における金融商品取引法上、有価証券報告書には当期と前期の2期分の財務諸表が掲載され、それぞれの監査意見を表明することが求められている。

今回、前期が比較情報として位置付けられることにより、比較情報に関する監査意見の表明の方法について整理する必要がある。

比較情報に関する監査意見の表明の方法については、国際会計士連盟における国際監査・保証基準審議会が、国際監査基準（ISA）第710号「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」（2009年3月に公表したクラリティ・プロジェクトを経た改正版）が参考になる。

### II ISA710号の特徴

1. 比較情報に対する監査意見には、次の2つの表明方式があり、各国の制度によりいずれもあり得る。

①対応数値方式（Corresponding figures）

監査意見は当期のみに言及し、比較情報には言及しない方式。この比較情報に関する考え方は、過年度に関する金額や開示は当期の財務諸表に不可分の一部として含まれており、当期に関する金額や開示と関連付けて読まれることのみを意図している。

②比較財務諸表方式（Comparative financial statements）

監査意見は表示される各期に言及する方式

主要国の状況については、イギリスやフランスをはじめ国際会計基準（IFRS）採用国の多くは対応数値方式であり、米国は比較財務諸表方式である。

2. 監査手続は、これら2つの方式のいずれにおいても変わりはなく、次のとおりである。

- ① 比較情報が過年度の表示・開示事項（該当する場合には、修正再表示された金額や開示も含む。）と一致しているか評価する。
- ② 会計方針の変更がないか否かを検討する。変更があった場合は、適切に反映・開示されているかを確認する。
- ③ 過年度の財務情報の重要な虚偽表示の可能性に気付いた場合には、必要な追加手続を実施する。
- ④ 過年度の財務諸表が改訂された場合、比較情報と合致していることを判断する。
- ⑤ 当年度の監査報告書において監査意見が言及するすべての事業年度に対し、経営者確認書を依頼する。
- ⑥ 過年度の重要な虚偽表示に関する修正再表示に関する特定の経営者確認書を入手する。

### Ⅲ 我が国における比較情報に対する監査意見の表明方式の論点

我が国においては、これまで当期についてのみ監査意見を表明していること、比較財務諸表方式の場合には監査人や関与公認会計士が交代したときの対応が困難であることなどの問題点がある。

以 上